

〔チーム研究3〕子ども家庭サービスの供給システムのあり方に関する研究（主任研究者 柏女霊峰）

家庭児童相談室の運営分析

～家庭児童相談室の運営に関する実態調査結果報告～

子ども家庭福祉研究部 柏女霊峰（淑徳大学）

子ども家庭福祉研究部 山本真実

進藤デザインオフィス 尾木まり

リサーチ・レジデント 谷口和加子

客員研究員 網野武博（東京経済大学）

嘱託研究員 林 茂男（青山学院大学）

愛知教育大学 新保幸男

要約

家庭児童相談室の業務・運営実態及び家庭児童相談室のあり方等について、全国の家庭児童相談室を対象に質問紙調査を実施し、その結果の概要について報告した。

家庭児童相談室の業務・運営の実態は各自治体の意向によりかなり多様であり、また、都道府県、指定都市、市町村の設置主体ごとに特徴がみられることが示された。地域に密着した相談機関としての役割を果たしているとの自覚がある一方で、その体制や内部運営には課題もみられ、児童家庭福祉実施体制や相談体制のあり方に関する全体的検討の中で、そのあり方、位置付け等について検討することが課題である。

今後は、都道府県等設置主体ごとの運営の特徴や専門職員の執務分析等を通じ、さらに詳しい実態把握を行うことが必要である。

見出し語：相談機関 家庭児童相談室 家庭相談員 福祉事務所 児童家庭福祉実施体制 児童家庭支援センター

Analysis of Family and Children's Guidance Rooms Operation: Report on a survey of
Family and Children's Guidance Rooms Operation.

Reiho KASHIWAME, Mami YAMAMOTO, Mari OGI, Wakako TANIGUCHI,
Takehiro AMINO, Shigeo HAYASHI, Yukio SHINBO

This report is a summary of the results of a national survey, carried out in order to grasp the present operational condition of Family and Children's Guidance Rooms. From the survey, it is clear that there are differences in operation between each Family and Children's Guidance Room, depending on the level of the self-governing body, and that each self-governing body, such as prefectures, designated cities and municipalities have their own special features.

When asked to evaluate themselves, most Family and Children's Guidance Rooms stated that they are working well as regional counseling agencies. On the other hand, they do have some operational and structural problems. These facts show that it is necessary to consider the aims and functions of Family and Children's Guidance Rooms, from the point of view of structures of administration, Child and Family Welfare Policy Operation and counseling at each governmental level.

It is clear that further, more detailed analysis should be made into the operational features and work done by qualified staff at each governmental level.

[Key Words]: counseling agencies, Family and Children's Guidance Room, Family Counselor, Welfare Office, Structure of Child and Family Welfare Policy Operation, Children and Family Support Center

I. 研究目的

現在、児童家庭相談サービスは、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）等の行政機関や児童福祉施設、地域子育て支援センター、都市家庭在宅支援事業等において実施されている。これに平成10年度より創設されることになる児童家庭支援センターも含め、多くの機関によって地域の児童と家庭に対する相談援助活動が展開されていくこととなる。

しかし、現在は各々の相談機関のサービス内容や目的等について整理されているとは言い難く、利用者である住民にとって理解しにくくなっているとともに、行政運営の視点からも必ずしも効率的・効果的な体制になっているとはいえない。また、児童家庭福祉行政の実施体制の再検討も地方分権や権限移譲、規制緩和の議論の中で取り上げられており、今後はサービスの運営分析を綿密に行いながら体制を組み直していかなければならない。

特に家庭児童相談室は、児童相談所や児童委員との機能分担や連携システムも制度的に構築されている相談機関であるが、先の児童家庭支援センターとの役割分担が当面の課題として認識されている。家庭児童相談室の運営や相談援助実態についてはこれまで十分に分析されてこなかったといつてよい。

そのため、本研究においては、まず、家庭児童相談室の運営について実態・意向調査を通して分析を行い、児童家庭相談援助ニーズに即応する相談援助システムのあり方検討の基礎資料に資することを目的として実施することとした。

II. 研究方法

平成9年11月～12月末にかけて、全国家庭相談員連絡協議会が作成した「全国家庭児童相談室一覧」（平成6年12月1日現在。調査前に住所変更等についてのみ確認。）に掲載された1,045か所の相談室を対象に、質問紙法による運営実態調査を実施した。

調査票は、先行研究である平成3年度厚生行政科学研究『家庭児童相談室の運営及び相談技法に関する研究（主任研究者：佐藤悦子立教大学教授）』¹⁾において実施された「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識に関する調査A、B」を参考とし、あわせて、いくつかの家庭児童相談室に対するヒアリング調査を行ったうえで作成した。

調査内容は、①運営状況（相談件数、家庭相談員・担当社会福祉主事の状況等）、②相談について（開設状

況、相談内容、相談の運営管理等）、③家庭相談員について（日常業務実態等）、④関連機関との連携について等であった（調査票は末尾資料参照）。

III. 研究結果

1. 調査対象家庭児童相談室

調査対象となった家庭児童相談室の一覧は表1のとおりである。内訳は、都道府県設置の相談室316か所（30.2%）、指定都市設置の相談室116か所（11.1%）、市町村設置の相談室613か所（58.7%）であった。この中には「相談コーナー」等のランチも含まれている。全国家庭相談員連絡協議会に届けられた全相談室であるため、厚生省統計の数値とは異なることに留意する必要がある。

調査票の有効回収数は811であり、有効回収率は77.6%であった。回収結果から回答相談室の属性をみると（表2）、都道府県設置の相談室は240か所（29.6%）、指定都市設置は77か所（9.5%）、市町村設置は494か所（60.9%）となっており、母集団とほぼ同様の割合を示している。したがって、本調査結果は、全国の家

庭児童相談室の現状をほぼ反映しているといえる。家庭児童相談室併設機関の有無（表3）をみると、全体では「あり」が609か所（75.1%）で、全体の6割は（保健）福祉事務所内と回答していた。設置主体別にこの内訳をみると、市町村の場合は併設機関「なし」の割合が27.1%と他よりも高くなっていた。また、指定都市の場合は「その他」の機関と併設されている相談室の割合が16.9%で、行政の所轄部署のほか、青少年センターや社会福祉協議会等が主なものとして挙げられた。

ただし、後述するように、「面接の場所」の9割が福祉事務所内と回答されていることから、本設問については「併設」と表現したことが影響し、市役所や福祉事務所内にある家庭児童相談室のなかには、併設機関「なし」と回答している場合があることに留意が必要である。

以下、本稿においては、運営状況を示す重要な結果を中心に、設置主体の相違による運営の差にも焦点を当てつつ報告することとする。

2. 家庭相談員の勤務状況・有する資格等

家庭相談員の勤務状況等については、問7に対する回答を中心に集計したが、回答者によっては、各相談室に在職するすべての相談員について記入するという指示が十分理解されなかったところもあり、解釈には慎重を要

するものと考えられる。

(1) 相談員の勤務状況 (表4)

家庭相談員の勤務状況をみると、全体では「非常勤のみ」(81.5%)の体制で運営している相談室がもっとも多く、「常勤のみ」は11.1%、「常勤と非常勤の両方がある」が3.2%となっていた。設置主体別にみると、市町村設置の相談室は「非常勤のみ」が75.3%と他より低く、「常勤のみ」の割合が他よりも高く(14.6%)になっていた。

(2) 相談員の任用資格 (表5)

家庭相談員の任用資格については、厚生省通知に基づく任用資格の有無についてそれぞれ記入を依頼した。結果は、「専門課程を履修」(49.0%)、「学識経験者」(43.7%)で二分されていた。設置主体別にみると、都道府県設置の相談室の場合、「専門課程を履修」の割合が相対的に低く、「児童福祉事業従事者」と「学識経験者」の割合がやや高くなっていた。指定都市設置の相談室は、「専門課程を履修」の割合が58.7%と6割近かった。

(3) 相談員が有する資格等 (表6)

家庭相談員が有する資格は「教諭」が63.1%と全体の6割以上を占めており、退職教員等教職経験者が就いている実態が窺えた。「教諭」に続くのは「保母」(16.0%)、「社会福祉主事」(14.2%)であった。

(4) 相談員の勤務日数 (表7)

家庭相談員の勤務日数は「3日」(31.9%)、「4日」(31.8%)、「5日」(29.3%)が中心であった。このことは非常勤のみの相談室が8割以上であることによっていえると考えられる。都道府県設置相談室の相談員は「4日」の勤務が50.0%、指定都市の場合「5日」が40.5%であった。市町村は3日～5日が同程度であった。

(5) 相談員の勤務形態別任用の資格 (表8)

家庭相談員の勤務形態別任用資格をみると、常勤の場合は「専門課程を履修」が57.8%と6割近くを占め、非常勤の場合よりも「専門課程を履修」者の割合が高かった。非常勤の場合は、「専門課程を履修」と「学識経験を有する者」とがほぼ半々であった。

(6) 相談員の勤務形態別有する資格等 (表9)

常勤職員の有する資格(設置主体別)では、「教諭」資格を有する者が55.6%と過半数を占めており、家庭相談員の多くは教育関係出身であった。次いで「社会福祉主事」(23.7%)、「保母」(17.0%)で、この三つが多かった。

表は省略したが、都道府県設置の相談室の場合、「教諭」と「社会福祉主事」の割合はほぼ全体傾向と同様の結果を示していたが、「保母」資格者の割合が減少する一方、「特になし」の者が2割を超えていた。市町村の場合、都道府県や指定都市設置の相談室とは異なり、割合としては小さいものの「主任児童委員」や「臨床心理士」、「社会福祉士」等を有する常勤職員がいた。

また、非常勤相談員は、常勤よりも「教諭」資格を有する者が約10%高く、3分の2が教育関係出身と考えられた。設置主体別に特徴をみると、指定都市設置の相談室では「教諭」資格者の割合が比較的低く、「社会福祉主事」の32.7%、「保母」の23.0%の2つが他の設置主体の相談室よりも高かった。また、指定都市の場合は「臨床心理士」資格の者が1割勤務していた。市町村設置の相談室は「教諭」資格者が7割を超えており、「社会福祉主事」資格者の非常勤職員は8.4%にとどまった。

3. 相談室の管理・運営について

(1) 相談室長 (表10)

相談室長にあたる職員は「特にそういう人はいない」が32.4%でもっとも多く、次いで「課長または係長が兼ねる」が31.3%、「福祉事務所長が兼ねる」が26.3%であった。家庭児童相談室の専任室長をおいているところは稀少(0.5%)であった。

設置主体別の傾向では、指定都市設置の相談室において「特にそういう人はいない」の割合が50.6%に上り、市町村設置の相談室は「家庭相談員があたる」ところも9.1%と他主体に比べて高いなど、特徴的な結果が得られた。

(2) 担当社会福祉主事の職務上の位置付け等 (表11、表12、表13)

担当社会福祉主事の職務上の位置付け、主な役割、経験及び専門性についてみると、まず、職務上の位置付け(表11)に関しては、全体では「児童福祉担当として家庭児童相談室を担当」(38.8%)がもっとも高く、「社会福祉5法担当と兼任」(21.7%)がそれに続いた。都道府県設置の相談室では「生活保護(地区担当)と併任」が15.8%とその他の設置主体との比較において高かった。指定都市の相談室では「社会福祉5法と兼任」(39.

0%)、「いない」(16.9%)割合も高かった。市町村設置の場合は「児童福祉担当として家庭児童相談室を担当」(42.1%)が中心であった。

主な役割(表12)では、「主として行政事務に関わる事項」(70.8%)が中心であった。その他の項目はいずれも1割以下であるが、「家庭相談員の相談相手」が中でも多かった。設置主体別ではいずれも「主として行政事務に関わる事項」が7割前後を占めていたが、指定都市設置の相談室の場合、「家庭相談員へのスーパービジョン」(19.3%)が比較的多く、逆に「家庭相談員の相談相手」は少なかった。

担当社会福祉主事の経験・専門性(表13)では、「専門性も業務経験もない」が全体の34.1%を占め、「専門性はあるが業務経験がない」が25.1%でそれに続いた。「児童福祉施設職員としての経験がある」は全体の1割強にとどまった。

設置主体別にみると、都道府県及び指定都市設置の相談室は市町村設置の相談室よりも「児童福祉施設職員としての経験がある」割合が高く、20%前後を占めていた。また、都道府県、市町村設置の相談室においては、「専門性も業務経験もない」割合が、それぞれ36.9%、34.2%と、指定都市に比して高かった。

これらのことから、指定都市設置の相談室は専門性か業務経験が少なくともどちらかを有する担当社会福祉主事が7割近く、質的にも充実していることが窺えた。

4. 相談活動に関わること

(1) 相談事業の周知活動(表14)

相談室が実施している事業内容や相談時間等についての住民への周知活動に関しては、「広報等への宣伝の掲載」(60.7%)、「パンフレットの作成・配布」(52.3%)等が積極的に実施されていた。「特別相談活動」については3割の相談室が実施していた。「表看板」を掲げている相談室は全体の14.3%にとどまっていた。都道府県設置の相談室は「パンフレットの作成・配布」(57.1%)を中心とした活動を行っているほか、「保育所・保健所等への定期訪問」(34.6%)を実施することなどにより周知を図っていた。市町村設置の相談室の活動の中心は「広報等への宣伝の掲載」(74.9%)であるが、「特別相談活動」も36.6%と他主体に比べて若干高かった。

(2) 相談室施設・面接の場所

①専用待合室・専用電話の有無(表15、表16)

専用待合室の場合(表15)、「福祉事務所との兼用」

がもっとも多く51.4%を占め、また「なし」も36.0%であった。専用待合室を持っている割合が比較的高かったのは、指定都市及び市町村設置の相談室であった。

専用電話の有無(表16)については、「福祉事務所との兼用」が52.3%でもっとも多くあった。都道府県設置の相談室は7割が「福祉事務所との兼用」で、「あり」は17.5%と非常に低かった。一方、指定都市設置の相談室は62.3%が専用電話を有しており、家庭児童相談室へ電話でアクセスしやすい環境を整えているといえる。

②面接の場所(表17)

面接の場所は「福祉事務所内」が89.6%、「福祉事務所外」が10.1%で、「福祉事務所内」について詳細にみると、「福祉事務所用の相談室を兼用」が61.0%でもっとも多く、「独立した相談室」は24.5%となっていた。

指定都市及び市町村設置の相談室の方が、「福祉事務所外」で面接を行う割合が高くなっていた。具体的な場所としては、「児童館・児童センター、福祉センター等の一室」、「公的施設内の一室」等が挙げられていた。

(3) 相談の開設状況

①開設日、土曜、昼間の開設(表18、表19、表20)

相談の開設日数(表18)は、「5日」が68.7%でもっとも多く、次いで「4日」(16.2%)、「3日」(11.3%)となっていた。設置主体別にみると、いずれも「5日」がもっとも多いが、指定都市設置の相談室は「3日」が26.0%、また都道府県設置の相談室は「4日」が22.9%といずれも2割を占めていた。

土曜日の相談(表19)については97.0%が「していない」と回答していた。一方、土曜日の相談を行っているのは3.2%(16か所)で、すべて市町村設置の相談室であった。

昼時間の開設(表20)は、全体では「している」と「していない」の割合がほぼ半々であるが、指定都市設置の相談室は32.5%と他主体に比べて低かった。

②開設時間(表21)

本設問については、「開設時間」が明確に定められていないためもあり、「開設時間」を「勤務時間」と捉える回答者もあり、そのあたりに留意する必要がある。

全体の傾向は、「8:30~8:59」に開設して「17:00~17:29」に終了する相談室が37.7%ともっとも多く、次いで「9:00~9:29」に開設し、「16:00~16:29」に終了するパターンが続いていた。

表は省略したが、もっとも多いパターンを設置主体別に並べると以下のようになり、指定都市設置の相談室の開設時間は他主体に比べて短くなっていることがわかつ

た。

都道府県：「8：30～8：59」→「17：00～17：29」

指定都市：「10：00～12：00」→「16：00～16：29」

市町村：「8：30～8：59」→「17：00～17：29」

③相談の予約受付（表22）

「している」が55.1%、「していない」が44.9%となっており予約受付を行う相談室の方がやや多かった。この場合の「している」には完全予約制と、予約なしも可の場合が含まれている。都道府県設置の相談室の場合、若干「していない」が多く、また指定都市の場合は7割が「している」と回答している等の相違がみられた。

（4）定例会議の有無（表23）

もっとも多かったのは「特に定期的なものはない（必要に応じ開催する）」というもので、全体では63.6%に上った。定例会議をもっていると回答したうち、高かったのは「福祉事務所以外の機関をまじえて」（13.9%）と「家庭相談員の間での検討」（10.0%）であった。設置主体別にみると、都道府県設置の相談室の場合は「特に定期的なものはない（必要に応じ開催する）」が7割を超えていたが、市町村は6割弱で両者には14%の差がみられた。また、指定都市設置の相談室の場合、「福祉事務所以外の機関をまじえて」が6.5%と他に比べて低く、対して「家庭相談員の間で検討する」が16.9%と高くなっていた。

これらのことから、市町村設置の相談室の方が地域の関連機関との定期的な会議を持つことによって、関連機関との連携に配慮した体制をとっていることが窺えた。

（5）相談内容等（表24）

相談室に持ち込まれる相談経路は、「保護者」からがもっとも多く（78.9%）、次いで「小中学校」（33.8%）となっていた。設置主体別にみると、都道府県設置の相談室は「行政の窓口」（30.4%）がその他の主体よりもかなり高かった。都道府県設置の相談室は、他の設置主体の相談室に比し、行政からの照会等によって働きかけることが多いことがわかる。また、指定都市設置の相談室の場合、「保健所」からが29.9%と高いことも特徴的であった。一方、市町村設置の相談室の場合、「保護者」からの直接的な相談が86.2%と高かったことから、住民にとって身近な相談機関として機能しているところが多いことがわかる。

②相談の対象年齢層（表25）

多いものを2つ選択してもらう形式で行った。全体で

みると「幼児」（62.0%）と「中学生」（51.3%）と二つの山があった。設置主体別にみてもこの傾向は同様であった。

③相談の主訴（表26）

もっとも多い主訴は「ことばや精神発達の遅れ・障害」の32.8%で、次いで「不登校・ひきこもり」（23.2%）であった。「家庭内の人間関係」（12.3%）、「育児の不安・悩み」（11.8%）がそれに続いた。

5. 家庭相談員の業務

（1）家庭相談員の役割分担（表27）

家庭相談員同士の役割分担は、「担当は一人である」が37.6%でもっとも多く、この場合は、役割分担は基本的になされていない。役割分担のあり方としては「最初に受けた相談員が担当する」が19.6%、「相談員がチームとしてそれぞれの役割をとりながら担当する」が19.5%等であった。

設置主体別にみると、都道府県設置の相談室の場合、役割分担をする場合は「地区を分けて担当」（29.2%）が多かった。指定都市設置の相談室は、「最初に受けた相談員が担当する」が33.8%でもっとも高かった。市町村の場合は「相談員がチームとしてそれぞれの役割をとりながら担当する」が24.3%と高くなっていた。このことから、相談員が一人体制のところを除けば、相談員同士の役割分担の仕方が設置主体によって異なっているといえる。

（2）家庭相談員の日常業務

①1日の業務時間配分（図1）

家庭相談員の日常業務の時間配分（当該業務に関わる時間の1日に占める割合）を、ポイント計算（第一位の業務：3ポイント、第二位の業務：2ポイント、第三位の業務：1ポイント）によりみることにした。

全体傾向についてみると、1日のうちでもっとも時間をかけているものは「相談・面接」であり、以下、「相談の記録作成」、「電話相談」と続いた。設置主体別にみると、都道府県設置の相談室は第一位と第二位は全体と同じであるが、第三位に「その他の事務処理業務」がきており、10ポイント差で「協議・会議」がきている。指定都市設置の場合、第一位が「相談・面接」であるがそのポイントはかなり高得点で、都道府県の場合よりも50ポイント近く上回っていた。また、指定都市設置の特徴としては「電話相談」が第二位にきており、面接による相談と同様にケースに関わる時間が一日の中でかなり比重を占めていることがわかった。第三位の「相談の記

録作成」も相談業務を円滑に行うための作業として、指定都市ではかなり重視されていることが窺えた。市町村設置の相談室の場合、「相談・面接」の後に「相談の記録作成」が続き、電話相談よりも個別面接を中心とした活動であることを示していた。

以上のことからまとめると、都道府県設置の相談室は面接によるケースとの関わりを中心とした相談活動を行っているが、同時にその他の事務処理や関連機関との協議・会議も多く、調整機関として役割も果たしているといえる。一方、指定都市設置の相談室はどちらかというと「ケース重視型」で、面接による相談の他、電話による相談もかなり重要なサービスとして利用されており、事務処理等の時間も市町村よりも少なくなっていた。

市町村は、都道府県と同様に面接による相談を中心とした業務を展開しているが、電話によるものも同時に多く、協議・会議やその他の事務処理に割く時間も決して少ないとはいえない結果であった。

②クライアントと関わる時間の割合（表28）

相談・面接（電話相談も含む）等直接クライアントと関わる時間の1日に占める割合をみると、全体平均では32.6%であり、10%から39%の間が多かった。

設置主体別では、都道府県設置及び市町村設置の相談室は、指定都市設置よりもクライアントに直接関わる時間割合が低く、先の結果を裏付けしていた。特に都道府県は「10～19%」が22.1%に上っていた。指定都市の場合は特定の割合が突出してはならず、「80～89%」と回答するところも11.7%あった一方で、「10～19%」が9.1%を示していたことから、ケースにより、回答者により、また体制により多様であるという実態が予想された。

(3) 家庭訪問、スーパービジョンの有無

①家庭訪問（表29）

家庭相談員による家庭訪問については、全体で67.4%の相談室が「家庭相談員単独で実施」していた。また「社会福祉主事と同行する形で実施」の20.2%を加えると、約9割の相談室が家庭訪問を行っていることになる。設置主体別にみても大きな相違はなかった。

②スーパービジョン（表30）

個別ケースのスーパービジョンの実施についてみたところ、「特に行われていない」が39.3%でもっとも高かった。「児童相談所の職員が実施」が22.9%、「担当社会福祉主事」が15.3%となっていた。設置主体別にみると、都道府県設置の相談室の場合、「担当社会福祉主

事」や「その他」の回答が多かった。「その他」の中味は「査察指導員」、「専門員（課長補佐）」等が挙げられていた。指定都市と市町村設置の相談室の場合は「特に行われていない」が4割以上を占めており、実施されているものとしては「児童相談所の職員」が2割となっていた。児童相談所の職員が実施する割合は市町村がもっとも高かった。「その他」としては「嘱託心理士」や「心理判定員」等の専門的分野の職員の他、「合議制」や「個人的に依頼」等家庭相談員のスーパービジョン実施についての意識や体制は不十分であることが窺えた。

(4) ケース処理までの回数（表31）

もっとも多かったのは「1～2回」の26.0%であるが、次の「5回以上」も25.4%と僅差で続いており、「10回以上」も22.9%となっていた。このことから、問い合わせ等も含めた1回限りの相談と5回以上の継続的なケースがある程度散らばっており、ケースによって対応している現状がわかった。

設置主体別にみると、都道府県設置の相談室は他に比べて「1～2回」の割合が高く、3割を占めていた。指定都市設置の相談室は「5回以上」、「10回以上」の関わりを持つケースが他に比べて多く、両者をあわせると7割が継続的な支援を必要とするケースであった。市町村設置の相談室は、「1～2回」も3割近いが、「3～4回」、「5回以上」、「10回以上」もすべて2割ずつあることから、身近な日常的問い合わせから継続的なケースまで多様なクライアントに対応していることが考えられた。

6. 関連機関との連携について

(1) 関連機関との連携の程度（図2、図3）

家庭児童相談室と地域の関連機関・施設との連携状況について、「よく連携協力しているもの」と「ほとんど関わりのないもの」を各3つずつ選択する形式で尋ねた。

もっとも良く連携している機関（図2）は「児童相談所」であり、「ほとんど関わりなし」と回答した相談室は1か所のみであった。次いでよく連携している機関は「保健所」で、特に都道府県や指定都市設置の相談室の場合は7割近くが「よく連携協力している」と回答した。それに比し市町村設置の相談室の場合、「保健所」は49.4%で、30%近く低かった。「教育相談室、教育センター等」も指定都市設置の相談室では39.0%、市町村設置の相談室は49.4%で、特に市町村の場合はかなり有

力な連携先となっていることがわかった。

反対に「ほとんど関わりのない」機関のなかでもっとも多かったのが「家庭裁判所」の74.5%であり、「警察」、「婦人相談所」も4割が「ほとんど関わりのない」としていた。「保健所」を「ほとんど関わりのない」と回答している市町村設置の相談室も12.8%みられた。

もっとも連携している施設等（図3）は「学校」（80.4%）であり、次いで「保育所」（63.4%）、「主任児童委員」（49.3%）であった。また、反対に「ほとんど関わりのない」施設等は、「電話相談機関」、「母子寮」、「児童館」、「地域子育て支援センター」等であった。しかし、これらの施設は整備状況に大きな差があるもの（電話相談機関、地域子育て支援センター、母子寮）や、運営内容に差があるもの（児童館）が多く、連携意識が低いのか、管轄区域に施設そのものがないことなどによる結果かを判断することは難しい。

よく連携している施設について設置主体別にみると、障害児関係施設との連携は都道府県及び市町村設置の相談室では3割近く、また市町村の場合は養護施設との関わりも26.1%の相談室が示しており、児童福祉施設との連携もみられることが特徴的であった。

(2) 福祉サービス事業の活用度

福祉サービスの活用度を事業の紹介の側面からみたが事業そのものを実施していないもの等があるため、回答にはばらつきがみられた。表は省略したが、市町村設置の相談室では障害関係の事業の活用が比較的活発であった。また、指定都市の場合は「子育て支援短期利用事業」が高かった。

7. 今後の家庭児童相談室のあり方・児童家庭福祉実施体制の課題

(1) 近年増加の相談、力を入れている相談（表32、表33）

最近増加してきている相談分野（表32）は、「不登校・ひきこもり等の心理・行動上の問題に関わる相談・支援」が32.3%でもっとも多かった。その他10%台の値を示しているものとして、「家族・親子関係に関わる相談」（13.4%）、「子育て不安、就労との両立等の子育て支援」（11.2%）、「虐待・放任・放置等の養育上の相談・支援」（10.7%）が挙げられた。

設置主体別にみると、市町村設置の相談室では「不登校・ひきこもり等の心理・行動上の問題に関わる相談・支援」が都道府県設置の相談室よりも10%近く低く、代わりに「いじめ・非行等」、「子育て不安」、「家族・

親子関係」の相談が多かった。指定都市設置の相談室の場合は、「子育て不安」と「家族・親子関係」の相談が特に多く、「養護相談」や「身体障害」及び「精神障害」に関する相談を挙げる割合が低かった。

次に「相談室が特に力を入れて取り組んでいる分野」（表33）をみると、全体では最近増加が顕著な「不登校・ひきこもり等の心理・行動上の問題に関わる相談・支援」（20.5%）と、「家族・親子関係に関わる相談」（21.6%）、「虐待・放任・放置等の養育上の相談・支援」（17.6%）が挙げられた。

設置主体別にみると、先にみたように指定都市設置の相談室は「最近増加してきた相談」として「不登校・ひきこもり」を挙げているにも関わらず、実際に注力しているものとしてもっとも多かったのは「家族・親子関係に関わる相談・支援」で、4割が挙げていた。指定都市よりも幅は小さいが、市町村設置の相談室も同様の傾向がみられ、これは、各種の児童家庭問題の原因が「家族・親子関係」に起因するとみられている結果と考えられた。

(2) 現在の相談室の評価（表34）

「ある程度の成果を上げている」（67.7%）と「本来の目的を果たしている」（15.8%）と合わせると83.5%が自らの家庭児童相談室の働きを肯定的に捉えていた。設置主体別にみると都道府県設置の相談室では「不十分な状態である」との回答が16.7%に上っているが、その他については一定の評価がなされていた。

(3) 今後の相談室の役割（表35）

今後の家庭児童相談室の役割として強化すべきものとしてもっとも多かったのは「地域密着型の身近な家庭児童相談室としての役割」で70.4%を占めた。次いで多かったのは「地域子育て支援センターなど各種相談機関や在宅サービスのコーディネート役」（13.8%）であったが、この意見にもっとも集中したのは、都道府県の家庭相談員であった。これは表24にみられるように、現状においても、行政からの照会等が他主体に比べて高いことによると考えられる。

(4) 家庭児童相談室の設置形態（表36）

家庭児童相談室の設置形態、設置主体について回答者個人としてどのように思うかをみると、もっとも多かったのは「現行通り、福祉事務所内設置を継続する方がよい」とするもので、52.8%と過半数を占めた。次いで「設置形態は問わず、区市町村に設置すべきである」の

19.4%であった。

これを設置主体別にみると、都道府県設置の相談室においては「現行通り」の意見が50%を切り、逆に「設置主体は問わず区市町村に設置する」が26.7%と高くなっていた。また、指定都市設置の相談室においても「現行通り」は半数を超えていたものの、同時に「独立の機関として現行設置主体で整備すべきである」との考え方も16.9%挙げられており、「設置形態は問わず、区市町村に設置すべきである」の18.2%とあわせると指定都市の場合は、必要とする機能を遂行するために設置形態を問わず自由に運営できることが望ましいとする意見が3割以上に上った。地域に応じて自由に設置運営できるものとなることを望ましいとする傾向が読み取れる結果であった。

(5) 児童家庭支援センターの位置付け (表37)

平成9年の児童福祉法改正により「児童家庭支援センター」が創設されたことにともない、家庭児童相談室の機能と役割はどのように考えればよいか尋ねた。

結果は、「新しく児童家庭支援センターを創設し、現在の家庭児童相談室の機能を組み込む形で実施・発展させるべきである」が46.9%と最も多く、「目的とする役割が違うので両立するようにする」の31.8%を上回った。設置自治体ごとに詳細をみると、指定都市設置の相談室は、センターは「必要性に乏しい」という意見が2割を占めた。市町村の場合は「目的とする役割が違うので両立するようにする」が33.8%であった。

しかし、児童家庭支援センターについての情報が少なく、回答者がその存在について知らない等の例が調査中にも見受けられ、本問の解釈に関しては留意が必要である。

8. 児童家庭福祉実施実施体制のあり方

(1) 家庭児童相談室全体の意向 (表38)

最後に、今後、児童家庭福祉各分野のサービスを区市町村が主体となって実施することについての考えを尋ねた。対象としたサービス分野は、①保育・健全育成施策、②障害児福祉行政、③ひとり親家庭福祉行政、④要養護・非行・情緒障害児福祉行政、⑤在宅サービスのみ、⑥すべての児童福祉行政、⑦その他の7項目であった。

各分野について、区市町村実施を「肯定」（適当である＋条件次第である）と「否定」（あまり適当でない＋不適当である）の2群にまとめると、「肯定」の割合が比較的高いものは、①保育・健全育成施策、②障害児

福祉行政、③ひとり親家庭福祉行政、⑤在宅サービス等であり、保育・健全育成施策とひとり親家庭福祉行政については7割近くが肯定していた。「肯定」の割合が低いものは④要養護・非行・情緒障害児福祉行政、⑥すべての児童福祉行政、⑦その他であった。

(2) 市町村家庭児童相談室の意向

次に、現在、主たる実施主体となっていない分野の権限移譲について市町村家庭児童相談室がどのように考えているかをみるため、保育・健全育成施策とその他を除いて、市町村家庭児童相談室の意向についてまとめたものが表39である。

これによると、「肯定」割合の高い順に、「ひとり親家庭福祉行政」(58.7%)、「障害児福祉行政」(53.2%)、「在宅サービスのみ」(53.1%)、「要養護・非行・情緒障害児福祉行政」(35.6%)、「すべての児童福祉行政」(32.4%)の順となっていた。ひとり親家庭福祉、障害児、在宅サービスに関する行政については、市町村が実施主体となることに、過半数の賛意がみられる結果となった。

IV 考察

1. 家庭児童相談室の運営実態

これまで、家庭児童相談室の運営について、調査結果をもとに設置・運営主体別による特徴も考慮しつつ、その全体傾向をとらえてきた。家庭児童相談室の運営実態について、調査結果をもとにイメージ化した典型パターンを提示すると以下ようになる。

『家庭児童相談室は多くが福祉事務所内に設置され、家庭児童福祉担当ないしは福祉5法担当社会福祉主事1名と専門課程を履修ないしは教職等必要な学識を有する1～2名の非常勤の家庭相談員とで構成され、家庭相談員が主として相談援助を担当し、勤務時間に占める相談関係時間の割合も高くなっている。家庭訪問も随時実施している。開設は週5日（月～金）、ほぼ福祉事務所の開所時間帯の範囲であり、待合室や相談室は福祉事務所のそれを兼用し、電話については、福祉事務所兼用と専用電話が半々である。

相談については予約制をとるところも多いが、その場合であっても随時受け付けている。相談は保護者からが圧倒的に多く、その他学校、行政機関からもみられている。定例的なケース検討会議は実施されていないところが多く、このため、スーパービジョンがなかったり、児童相談所が行ったりしている。相談は、1～2回で終結

するものから長期に継続するものまでかなり幅広い。児童相談所のほか、保健所、学校その他の教育関係機関、保育所、主任児童委員等身近な福祉・教育・保健機関との連携はスムーズであるが、一方、家庭裁判所や警察との連携は希薄であり、また、児童館との連携も少ない。

近年、不登校・引きこもりその他心理・行動上の問題や子ども虐待に関する相談が多くなっており、家族・親子関係に関わる相談援助に力を入れつつある。』

もっとも、本調査結果にみるように家庭児童相談室の運営は実に多様であり、都道府県、指定都市、市町村といった設置主体ごとの特徴がかなりみられるとともに、各自治体の考え方によっても大きな影響を受けているといえる。筆者ら²⁾は、かつて児童相談所の運営分析を実施してその運営の多様さを指摘しているが、家庭児童相談室はそれ以上に運営の幅がみられ、家庭児童相談室の今後の方向とも関連させたいので、その位置付けを明確化することが大きな課題と考えられる。

また、少人数の非常勤中心の機関ということもあり、運営上もスーパービジョンやチーム体制の不備等多くの課題が指摘でき、現行のシステムを取り続けるとするならば、かなりの強化策が求められるところであろう。

2. 設置・運営主体別特徴—都道府県・指定都市・市町村別—

家庭児童相談室の運営や相談の特徴については設置主体別の特徴がみられ、さらに詳しい分析が必要であるが、それらについては紙幅の関係上別稿に譲ることとし、本報告においては大まかな特徴のみ提示することとしたい。

筆者ら³⁾は家庭児童相談室のあり方に関し、都道府県設置から区市町村設置としたうえで法定化し、その業務の一部を地域子育て支援センター等の民間相談機関・事業に委託できるようにすべきことを提案している。したがって、ここでは、都道府県家庭児童相談室の特徴について調査結果の概要から考察するに止めたい。

まず、都道府県家庭児童相談室の場合、指定都市や市町村家庭児童相談室に比し、全体的傾向として①専門職が相対的に少なく、②福祉事務所との一体的運営の度合いが高く、③関係機関からの相談や調整事務が相対的に多く、④その結果、時間的・回数的に、クライアントと直接関わる割合が相対的に低くなっている。また、家庭児童相談室の活動評価についても「不十分」の割合が相対的に高く、市町村設置とすべきとの意見も高い。

このように、都道府県家庭児童相談室は、直接住民の窓口となる市町村レベルとは異なった役割、構造をもっ

ていることが考えられる。なお、この結果は、家庭相談員の資質や活動の相違によると考えるべきものではなく、その役割や構造上の違いによると考えることが妥当であり、今後、さらに詳細な分析を行うことが必要である。

3. 家庭児童相談室の今後の方向

家庭児童相談室の評価や今後のあり方に関する意向等に関する調査結果は、ほぼ以下のとおりである。

すなわち、自らの家庭児童相談室に関する評価については多くの回答者が肯定的にとらえており、現行どおり地域密着型の身近な相談機関としての役割が適当と考えている。しかし一方で、現行どおり福祉事務所に設置が適当とする者は約半数であり、指定都市では自由な設置形態を求め、都道府県では区市町村設置とすべきという意見も比較的多くみられるなど、その設置形態に関しては改善すべきとの意見がみられている。

筆者らは本調査実施前にいくつかの設置形態別・併設機関別に家庭児童相談室に対するヒアリング調査を実施したが、その際、例えば、福祉事務所に設置の場合は生活保護家庭の児童福祉問題に柔軟に対応でき、また、子育てセンターに併設の場合には乳幼児のしつけ等の相談に対応しやすいなどの特徴がみられていた。厚生省による現行通知⁴⁾においては福祉事務所に設置すべきことが規定されているが、設置主体及び形態について、自治体の意向が生かされる方向での再検討が望まれる。

4. 家庭児童相談室と児童家庭支援センターとの関係

平成10年度から創設される児童家庭支援センターとの関係に関しては、児童家庭支援センターに関する情報が調査時点で限定されていたという事情はあるにせよ、現行の家庭児童相談室の機能を児童家庭支援センターに組み込んで創設すべきであるという意見が、家庭児童相談室と両立させるべきとの意見を上回ったことは注目すべきである。

今後、先駆的に創設される児童家庭支援センターの活動実態を十分見極めたうえで、家庭児童相談室のあり方について検討することが望まれる。その際、両機関・施設とも、併設される機関・施設の特徴にその運営や活動が大きく影響を受ける点についても考慮が必要と考えられる。

5. 児童家庭福祉サービスの権限移譲に関する意向

筆者ら⁵⁾は、分野別児童家庭福祉行政事務の区市町村移譲に対する意向について児童育成計画策定区市町村を

対象に調査したが、その結果、「条件次第」も含めた「肯定」の割合は、ひとり親家庭福祉行政50.0%、在宅サービスのみ47.3%、障害児童福祉行政41.1%、要養護・非行・情緒障害児童福祉行政27.7%、すべての児童福祉行政22.3%であった。

本調査実施に当たって同様の設問を用意しその意向を尋ねたところ、全体的に区市町村計画策定担当者より高率であった。市町村（政令指定都市を除く）家庭児童相談室担当者の「肯定」割合は、ひとり親家庭福祉行政58.7%、障害児童福祉行政53.2%、在宅サービスのみ53.1%、要養護・非行・情緒障害児童福祉行政35.6%、すべての児童福祉行政32.4%であり、分野別順位はほとんど変化がないものの、「肯定」割合は、前回調査より高めの結果となっていた。

これは、前回調査が移譲に関することを主たる調査事項とし、移譲のための条件等について詳しく聴取しているのに対し、今回の調査は意向のみ尋ねるという調査設計上の相違や、今回は町村がほとんど入っていない等調査対象の相違、さらには、今回はより相談援助の現場に近い担当者が回答していることなどいくつかの複合要因によるものといえるであろう。それにしても、移譲可能性の順位がほぼ同じであったことを考慮すれば、前回報告において指摘したとおり、ひとり親家庭福祉行政、障害児童福祉行政、在宅福祉サービスの移譲可能性は、かなりの妥当性をもつ結果であるということがいえるであろう。

結語

平成9年児童福祉法改正により児童家庭支援センターが創設され、それにともない家庭児童相談室の役割・機能の再検討が求められてきている。今回の調査は、家庭児童相談室の運営実態について明らかにし、その役割・機能検討のための素材を提供することを主たる目的として実施したものである。担当者の関心の高さもあり、多くの回収があり、その結果、多くの情報を得ることができた。家庭児童相談室の設置、職員構成及び運営実態等はかなり多様であり、しかも、多くの課題が残されていることも示された。さらに、都道府県・指定都市・市町村といった設置主体ごとに特徴をもっていることも改めて明らかとなった。家庭児童相談室の今後のあり方についても、多くの示唆を得ることができた。

今回は、調査結果の概要について紹介することを主眼としたが、今後は、本調査の設置主体別の実情についてさらに詳しく分析を行うとともに、家庭相談員等の専門

職員の執務の実情についても把握・分析し、その実態を明らかにしていきたいと考えている。

調査票作成に当たり、お忙しいところ快く事前のヒアリング調査にご協力いただいた千葉県下4か所の家庭児童相談室の担当者各氏に厚くお礼申し上げる。また、調査票作成に当たっては、前述した『家庭児童相談室の運営及び相談技法に関する研究』（主任研究者：佐藤悦子 立教大学教授）における調査票の質問項目を多く採用または参考にさせていただいた。ご承諾をいただいたことに深く感謝するとともに、両調査の比較も今後の課題とさせていただきたい。

最後に、多忙な業務の中にあつて、負担の大きい煩雑な調査に真摯にご協力いただいた全国の家庭児童相談室の方々に、深く感謝申し上げます。

〔註〕

- 1) 佐藤悦子ほか 「家庭児童相談室の運営及び相談技法に関する研究」 『平成3年度厚生行政科学研究報告書』 1992
- 2) 柏女霊峰・中谷茂一・林茂男・網野武博 「児童相談所の運営分析」 『平成7年度日本総合愛育研究所紀要』第32集 日本総合愛育研究所 1996
- 3) 柏女霊峰・山本真実・網野武博・林茂男 『児童福祉法の改正をめぐる～次なる改正に向けての試案～』 日本子ども家庭総合研究所 1997
- 4) 昭和39年4月22日付初児第92号厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」
- 5) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・林茂男・網野武博・中谷茂一 「区市町村における児童家庭福祉行政と実施体制―児童育成計画及び児童家庭福祉行政事務移譲に関する意向調査を通して―」 『平成9年度日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998

〔参考文献〕

- 1) 佐藤悦子ほか 「家庭児童相談室の運営及び相談技法に関する研究」 『平成3年度厚生行政科学研究報告書』 1992
- 2) 山本保 「家庭児童相談室の現状と課題」 『子どもと家庭』通巻第233号 日本児童問題調査会 1991
- 3) 村井美紀 「家庭児童相談室と家庭相談員の活動と意識」 『家族研究年報』No. 19 家族問題研究会 1994
- 4) 厚生省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）』 各年度版

- 5) 厚生省大臣官房統計情報部 『厚生省報告例記入要領
及び審査要領（社会福祉関係）』 1993
- 6) 厚生省社会・援護局企画課 『福祉事務所現況調査結
果（平成7年10月1日現在）』 1997
- 7) 柏女霊峰・中谷茂一・網野武博・林茂男 「児童相談
所専門職員の執務分析」 『平成8年度日本総合愛育
研究所紀要』第33集 日本総合愛育研究所 1997
- 8) 柏女霊峰 『児童福祉改革と実施体制』 ミネルヴァ
書房 1997
- 9) 柏女霊峰・山縣文治編 『新しい子ども家庭福祉』
ミネルヴァ書房 1998
- 10) 高橋重宏編 『子ども家庭福祉論』 放送大学教育
振興会 1998
- 11) 柏女霊峰 『現代児童福祉論（第2版）』 誠信書
房 1998

【表1】調査対象家庭児童相談室

	都道府県	指定都市	市町村	計
1 北海道	14	9	32	55
2 青森	6	0	8	14
3 岩手	12	0	13	25
4 宮城	7	5	9	21
5 秋田	7	0	9	16
6 山形	7	0	13	20
7 福島	15	0	14	29
8 茨城	8	0	20	28
9 栃木	8	0	12	20
10 群馬	10	0	11	21
11 埼玉	8	0	42	50
12 千葉	8	6	28	42
13 東京	0	0	1	1
14 神奈川	2	9	8	19
15 新潟	15	0	20	35
16 富山	3	0	9	12
17 石川	4	0	8	12
18 福井	5	0	7	12
19 山梨	5	0	6	11
20 長野	10	0	17	27
21 岐阜	12	0	14	26
22 静岡	5	0	21	26
23 愛知	9	16	30	55
24 三重	2	0	13	15
25 滋賀	6	0	7	13
26 京都	0	13	10	23
27 大阪	0	24	32	56
28 兵庫	8	10	25	43
29 奈良	3	0	11	14
30 和歌山	7	0	7	14
31 鳥取	0	0	4	4
32 島根	3	0	0	3
33 岡山	9	0	17	26
34 広島	8	8	11	27
35 山口	7	0	14	21
36 徳島	6	0	4	10
37 香川	5	0	5	10
38 愛媛	5	0	12	17
39 高知	6	0	9	15
40 福岡	10	16	11	37
41 佐賀	3	0	7	10
42 長崎	10	0	8	18
43 熊本	10	0	11	21
44 大分	6	0	10	16
45 宮崎	6	0	9	15
46 鹿児島	11	0	14	25
47 沖縄	5	0	10	15
合計	316	116	613	1045
割合	30.2	11.1	58.7	100

【表2】回答家庭児童相談室の設置主体別割合

	件数	%
都道府県	240	29.6
指定都市	77	9.5
市町村	494	60.9
合計	811	100

(うち町村は3)

【表3】併設機関の有無 (上段：件数、下段：%)

	全体	なし	あり	(保健) 福祉事務 所内*	その他*	不明*	不明
全体	811	194	609	500	66	43	8
	100	23.9	75.1	61.7	8.1	5.3	1.0
都道府県	240	46	194	176	7	11	0
	100	19.2	80.8	73.3	2.9	4.6	0.0
指定都市	77	14	62	47	13	2	1
	100	18.2	80.5	61.0	16.9	2.6	1.3
市町村	494	134	353	277	46	30	7
	100	27.1	71.5	56.1	9.3	6.1	1.4

*ありの内数 p<0.5

【表4】家庭相談員の勤務形態別家庭児童相談室割合 (上段：件数、下段：%)

		常勤のみ	兼務のみ	非常勤のみ	常勤と非常勤の両方がある	その他	不明
全体	811	90	24	661	26	7	3
	100	11.1	3.0	81.5	3.2	0.9	0.4
都道府県	240	14	4	219	1	2	0
	100	5.8	1.7	91.3	0.4	0.8	0.0
指定都市	77	4	3	70	0	0	0
	100	5.2	3.9	90.9	0.0	0.0	0.0
市町村	494	72	17	372	25	5	3
	100	14.6	3.4	75.3	5.1	1.0	0.6

p<0.001

【表5】家庭相談員の任用資格別家庭相談員の割合 (上段：件数、下段：%)

	全体	専門課程を履修	医師	児童福祉事業従事者	学識経験者	不明
全体	1222	599	1	45	534	43
	100	49.0	0.1	3.7	43.7	3.5
都道府県	356	145	0	18	176	17
	100	40.7	0.0	5.1	49.4	4.8
指定都市	121	71	0	2	43	5
	100	58.7	0.0	1.7	35.5	4.1
市町村	745	383	1	25	315	21
	100	51.4	0.1	3.4	42.3	2.8

p<0.01

柏女他：家庭児童相談室の運営分析

【表6】有する資格等別家庭相談員の割合 複数回答 (上段：件数、下段：%)

	全体	教諭	保母	社会福祉士	臨床心理士	社会福祉主事	主任児童委員	その他	特になし	不明
全体	1222	771	196	12	34	173	28	116	145	12
	100	63.1	16.0	1.0	2.8	14.2	2.3	9.5	11.9	1.0
都道府県	356	209	49	3	6	53	9	31	64	7
	100	58.7	13.8	0.8	1.7	14.9	2.5	8.7	18.0	2.0
指定都市	121	65	27	5	12	40	0	11	8	2
	100	53.7	22.3	4.1	9.9	33.1	0.0	9.1	6.6	1.7
市町村	745	497	120	4	16	80	19	74	73	3
	100	66.7	16.1	0.5	2.1	10.7	2.6	9.9	9.8	0.4

p<0.001

【表7】勤務日数別家庭相談員の割合 (上段：件数、下段：%)

	全体	1日	2日	3日	4日	5日	その他	不明
全体	1222	3	44	390	389	358	29	9
	100	0.2	3.6	31.9	31.8	29.3	2.4	0.7
都道府県	356	0	2	72	178	94	8	2
	100	0.0	0.6	20.2	50.0	26.4	2.2	0.6
指定都市	121	0	23	25	21	49	1	2
	100	0.0	19.0	20.7	17.4	40.5	0.8	1.7
市町村	745	3	19	293	190	215	20	5
	100	0.4	2.6	39.3	25.5	28.9	2.7	0.7

p<0.001

【表8】家庭相談員の勤務形態別任用の資格 (上段：件数、下段：%)

	全体	専門課程を履修	医師	児童福祉事業従事者	学識経験者	不明
全体	1222	599	1	45	534	43
	100	49.0	0.1	3.7	43.7	3.5
常勤	135	78	0	10	42	5
	100	57.8	0.0	7.4	31.1	3.7
兼務	38	18	0	3	11	6
	100	47.4	0.0	7.9	28.9	15.8
非常勤	1039	499	1	32	475	32
	100	48.0	0.1	3.1	45.7	3.1
その他	10	4	0	0	6	0
	100	40.0	0.0	0.0	60.0	0.0

【表9】家庭相談員の勤務形態別有する資格等（非常勤） 複数回答 (上段：件数、下段：%)

	全体	教諭	保母	社会福祉士	臨床心理士	社会福祉主事	主任児童委員	その他	特になし	不明
全体	1222	771	196	12	34	173	28	116	145	12
	100	63.1	16.0	1.0	2.8	14.2	2.3	9.5	11.9	1.0
常勤	135	75	23	1	7	32	2	11	15	4
	100	55.6	17.0	0.7	5.2	23.7	1.5	8.1	11.1	3.0
兼務	38	14	14	0	0	6	0	6	2	1
	100	36.8	36.8	0.0	0.0	15.8	0.0	15.8	5.3	2.6
非常勤	1039	675	157	11	27	135	26	97	127	7
	100	65.0	15.1	1.1	2.6	13.0	2.5	9.3	12.2	0.7
その他	10	7	2	0	0	0	0	2	1	0
	100	70.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0

p<0.001

【表10】相談室長にあたる職員 (上段：件数、下段：%)

	全体	専任の相談室長にあたる	福祉事務所長が兼ねる	課長または係長が兼ねる	担当社会福祉主事が兼ねる	家庭相談員があたる	特にそういう人はいない	その他	不明
全体	811	4	213	254	6	55	263	7	9
	100	0.5	26.3	31.3	0.7	6.8	32.4	0.9	1.1
都道府県	240	0	84	77	3	7	63	3	3
	100	0.0	35.0	32.1	1.3	2.9	26.3	1.3	1.3
指定都市	77	0	9	26	0	3	39	0	0
	100	0.0	11.7	33.8	0.0	3.9	50.6	0.0	0.0
市町村	494	4	120	151	3	45	161	4	6
	100	0.8	24.3	30.6	0.6	9.1	32.6	0.8	1.2

p<0.001

【表11】担当社会福祉主事の職務上の位置付け

(上段：件数、下段：%)

	全体	家庭児童 相談室専 任	児童福祉 担当とし て家児相 を担当	社会福祉 5法担当 と兼任	生活保護 と併任	その他	担当社会 福祉主事 はいない *	不明
全体	811	35	315	176	74	148	76	63
	100	4.3	38.8	21.7	9.1	18.2	9.4	7.8
都道府県	240	5	86	62	38	37	14	12
	100	2.1	35.8	25.8	15.8	15.4	5.8	5.0
指定都市	77	1	21	30	0	18	13	7
	100	1.3	27.3	39.0	0.0	23.4	16.9	9.1
市町村	494	29	208	84	36	93	49	44
	100	5.9	42.1	17.0	7.3	18.8	9.9	8.9

*その他の内数 p<0.001

【表12】担当社会福祉主事の主な役割

(上段：件数、下段：%)

	全体	主として 行政事務 に関わる	家庭相談 員へのス ーパービ ジョン	家庭相談 員とほぼ 同じ相談 業務	家庭相談 員の相談 相手	その他	不明
全体	672	476	47	41	62	29	17
	100	70.8	7.0	6.1	9.2	4.3	2.5
都道府県	214	154	15	9	27	5	4
	100	72.0	7.0	4.2	12.6	2.3	1.9
指定都市	57	38	11	3	1	3	1
	100	66.7	19.3	5.3	1.8	5.3	1.8
市町村	401	284	21	29	34	21	12
	100	70.8	5.2	7.2	8.5	5.2	3.0

p<0.001

【表13】担当社会福祉主事の経験・専門性

(上段：件数、下段：%)

	全体	児童福祉 施設職員 としての 経験があ る	専門性は あるが業 務経験は ない	専門性は ないが業 務経験は ある	専門性も 業務経験 もない	不明
全体	672	81	169	156	229	37
	100	12.1	25.1	23.2	34.1	5.5
都道府県	214	44	53	31	79	7
	100	20.6	24.8	14.5	36.9	3.3
指定都市	57	11	16	12	13	5
	100	19.3	28.1	21.1	22.8	8.8
市町村	401	26	100	113	137	25
	100	6.5	24.9	28.2	34.2	6.2

p<0.001

【表14】住民に対する周知活動（複数回答）

(上段：件数、下段：%)

	全体	表看板の 設置	パンフレ ットの作 成・配布	広報等へ の宣伝の 掲載	保育所、 保健所等 への定期 的な訪問	特別相談 活動の実 施	その他	不明
全体	811	116	424	492	252	272	146	12
	100	14.3	52.3	60.7	31.1	33.5	18.0	1.5
都道府県	240	49	137	63	83	79	60	5
	100	20.4	57.1	26.3	34.6	32.9	25.0	2.1
指定都市	77	16	59	59	25	12	6	0
	100	20.8	76.6	76.6	32.5	15.6	7.8	0.0
市町村	494	51	228	370	144	181	80	7
	100	10.3	46.2	74.9	29.1	36.6	16.2	1.4

p<0.001

【表15】専用待合室の有無

(上段：件数、下段：%)

	全体	あり	福祉事務 所との兼 用	なし	不明
全体	811	100	417	292	2
	100	12.3	51.4	36.0	0.2
都道府県	240	12	135	93	0
	100	5.0	56.3	38.8	0.0
指定都市	77	12	41	24	0
	100	15.6	53.2	31.2	0.0
市町村	494	76	241	175	2
	100	15.4	48.8	35.4	0.4

p<0.001

【表16】専用電話の有無

(上段：件数、下段：%)

	全体	あり	福祉事務 所との兼 用	なし	不明
全体	811	311	424	71	5
	100	38.3	52.3	8.8	0.6
都道府県	240	42	170	28	0
	100	17.5	70.8	11.7	0.0
指定都市	77	48	23	5	1
	100	62.3	29.9	6.5	1.3
市町村	494	221	231	38	4
	100	44.7	46.8	7.7	0.8

p<0.001

柏女他：家庭児童相談室の運営分析

【表17】面接の場所

(上段：件数、下段：%)

	全体	福祉事務所内	福祉事務所内 内訳					福祉事務所外	不明
			独立した相談室	福祉事務所の相談室を兼用	勤務机で応じる	その他	不明		
全体	811	727	199	495	20	10	3	82	2
	100	89.6	24.5	61.0	2.5	1.2	0.4	10.1	0.2
都道府県	240	237	39	183	9	5	1	3	0
	100	98.8	16.5	77.2	3.8	2.1	0.4	1.3	0.0
指定都市	77	66	29	37	0	0	0	11	0
	100	85.7	43.9	56.1	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
市町村	494	424	131	275	11	5	2	68	2
	100	85.8	30.9	64.9	2.6	1.2	0.5	13.8	0.4

p<0.001

【表19】土曜日の開設

(上段：件数、下段：%)

	全体	している	していない	不明
全体	811	16	787	8
	100	2.0	97.0	1.0
都道府県	240	0	238	2
	100	0.0	99.2	0.8
指定都市	77	0	77	0
	100	0.0	100.0	0.0
市町村	494	16	472	6
	100	3.2	95.5	1.2

p<0.01

【表18】相談実施日数（一週あたり）

(上段：件数、下段：%)

	全体	1日	2日	3日	4日	5日	その他	不明
全体	811	4	9	92	131	557	5	13
	100	0.5	1.1	11.3	16.2	68.7	0.6	1.6
都道府県	240	1	1	12	55	167	1	3
	100	0.4	0.4	5.0	22.9	69.6	0.4	1.3
指定都市	77	0	3	20	11	43	0	0
	100	0.0	3.9	26.0	14.3	55.8	0.0	0.0
市町村	494	3	5	60	65	347	4	10
	100	0.6	1.0	12.1	13.2	70.2	0.8	2.0

p<0.001

【表20】昼時間の開設

(上段：件数、下段：%)

	全体	している	していない	不明
全体	811	414	381	16
	100	51.0	47.0	2.0
都道府県	240	123	111	6
	100	51.3	46.3	2.5
指定都市	77	25	52	0
	100	32.5	67.5	0.0
市町村	494	266	218	10
	100	53.8	44.1	2.0

p<0.001

【表21】開設時間

(上段：件数、下段：%)

	全体	終了時間							不明
		午前中のみ	15:00～15:29	15:30～15:59	16:00～16:29	16:30～16:59	17:00～17:29	17:30～	
全体	811	2	17	16	243	63	447	15	8
	100.0	0.2	2.1	2.0	30.0	7.8	55.1	1.8	1.0
～8:29	7						6	1	
	0.9						0.7	0.1	
8:30～8:59	353		2	11	13	15	306	6	
	43.5		0.2	1.4	1.6	1.8	37.7	0.7	
9:00～9:29	348	1	8	2	181	42	107	7	
	42.9	0.1	1.0	0.2	22.3	5.2	13.2	0.9	
9:30～9:59	30			3	19	4	3	1	
	3.7			0.4	2.3	0.5	0.4	0.1	
10時以降午前中	60	1	6	0	29	2	22		
	7.4	0.1	0.7	0.0	3.6	0.2	2.7		
13:00～13:30	4		1		1		2		
	0.5		0.1		0.1		0.2		
不明	9						1		8
	1.1						0.1		1.0

p<0.001

【表22】予約受付

(上段：件数、下段：%)

	全体	している	していない	不明
全体	811	447	364	0
	100	55.1	44.9	0.0
都道府県	240	104	136	0
	100	43.3	56.7	0.0
指定都市	77	54	23	0
	100	70.1	29.9	0.0
市町村	494	289	205	0
	100	58.5	41.5	0.0

p<0.001

【表23】ケース処遇を検討するための定例会議の形態

(上段：件数、下段：%)

	全体	福祉事務所以外の機関をまじえて	福祉事務所の課長や係長などをまじえて	担当社会福祉主事を含め家庭児童相談室として	家庭相談員の間で検討する	福祉事務所の課長や係長と定期的に	その他	特に定期的なものはない	不明
全体	811	113	37	22	81	14	13	516	15
	100	13.9	4.6	2.7	10.0	1.7	1.6	63.6	1.8
都道府県	240	33	9	7	7	6	1	175	2
	100	13.8	3.8	2.9	2.9	2.5	0.4	72.9	0.8
指定都市	77	5	2	1	13	2	0	52	2
	100	6.5	2.6	1.3	16.9	2.6	0.0	67.5	2.6
市町村	494	75	26	14	61	6	12	289	11
	100	15.2	5.3	2.8	12.3	1.2	2.4	58.5	2.2

p<0.001

【表24】持ち込まれる相談経路（多いもの2つ）

（上段：件数、下段：％）

	全体	保護者	子ども本人	民生・児童委員	児童相談所	教育委員会	保健所	幼稚園・保育所	小中学校	行政の窓口	その他	不明
全体	811	640	22	96	83	22	82	146	274	161	56	2
	100	78.9	2.7	11.8	10.2	2.7	10.1	18.0	33.8	19.9	6.9	0.2
都道府県	240	148	4	31	32	5	30	43	76	73	23	1
	100	61.7	1.7	12.9	13.3	2.1	12.5	17.9	31.7	30.4	9.6	0.4
指定都市	77	66	1	10	8	0	23	9	26	8	2	0
	100	85.7	1.3	13.0	10.4	0.0	29.9	11.7	33.8	10.4	2.6	0.0
市町村	494	426	17	55	43	17	29	94	172	80	31	1
	100	86.2	3.4	11.1	8.7	3.4	5.9	19.0	34.8	16.2	6.3	0.2

p<0.001

【表25】相談対象児の年齢層（多いもの2つ）

（上段：件数、下段：％）

	全体	低年齢児	幼児	小学校低学年児童	小学校高学年児童	中学生	高校生	不明
全体	811	176	503	220	230	416	33	5
	100	21.7	62.0	27.1	28.4	51.3	4.1	0.6
都道府県	240	49	144	63	72	121	13	1
	100	20.4	60.0	26.3	30.0	50.4	5.4	0.4
指定都市	77	17	49	31	21	31	2	0
	100	22.1	63.6	40.3	27.3	40.3	2.6	0.0
市町村	494	110	310	126	137	264	18	4
	100	22.3	62.8	25.5	27.7	53.4	3.6	0.8

【表26】相談の主訴

（上段：件数、下段：％）

	全体	生活の困窮・住宅問題	育児の不安・悩み	ことばや精神発達の遅れ・障害	非行	家庭内暴力	不登校・ひきこもり	家庭内の人間関係	その他	不明
全体	811	45	96	266	13	0	188	100	31	72
	100	5.5	11.8	32.8	1.6	0.0	23.2	12.3	3.8	8.9
都道府県	240	6	24	96	3	0	58	26	3	24
	100	2.5	10.0	40.0	1.3	0.0	24.2	10.8	1.3	10.0
指定都市	77	6	12	25	0	0	19	10	3	2
	100	7.8	15.6	32.5	0.0	0.0	24.7	13.0	3.9	2.6
市町村	494	33	60	145	10	0	111	64	25	46
	100	6.7	12.1	29.4	2.0	0.0	22.5	13.0	5.1	9.3

p<0.05

【表27】家庭相談員同士の役割分担

（上段：件数、下段：％）

	全体	最初に受けた相談員が担当	ケースの性格により担当を決める	相談員がチームとして担当	相談の曜日によって	担当は一人である	その他	地区をわけて担当（その他内数）	不明
全体	811	159	48	158	20	305	116	97	5
	100	19.6	5.9	19.5	2.5	37.6	14.3	12.0	0.6
都道府県	240	28	9	31	0	93	79	70	0
	100	11.7	3.8	12.9	0.0	38.8	32.9	29.2	0.0
指定都市	77	26	5	7	3	33	2	1	1
	100	33.8	6.5	9.1	3.9	42.9	2.6	1.3	1.3
市町村	494	105	34	120	17	179	35	26	4
	100	21.3	6.9	24.3	3.4	36.2	7.1	5.3	0.8

p<0.001

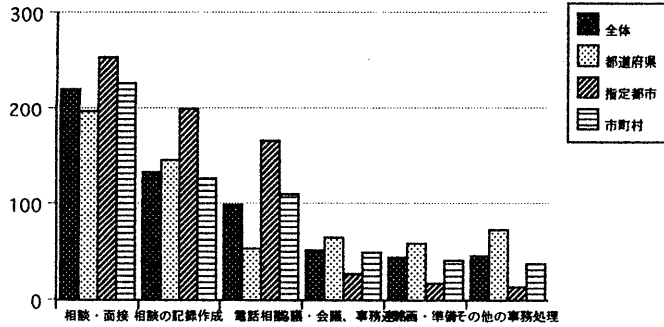
【表28】相談・面接に要する時間（1日の勤務時間の中の割合）

（上段：件数、下段：％）

	平均	全体	～9％	10～19％	20～29％	30～39％	40～49％	50～59％	60～69％	70～79％	80～89％	90％～	不明
全体	32.6％	811	32	142	159	153	84	83	38	31	28	5	56
		100	3.9	17.5	19.6	18.9	10.4	10.2	4.7	3.8	3.5	0.6	6.9
都道府県	27.4％	240	18	53	47	40	19	21	9	7	2	0	24
		100	7.5	22.1	19.6	16.7	7.9	8.8	3.8	2.9	0.8	0.0	10.0
指定都市	49.0％	77	1	7	7	8	12	8	10	12	9	2	1
		100	1.3	9.1	9.1	10.4	15.6	10.4	13.0	15.6	11.7	2.6	1.3
市町村	32.2％	494	13	82	105	105	53	54	19	12	17	3	31
		100	2.6	16.6	21.3	21.3	10.7	10.9	3.8	2.4	3.4	0.6	6.3

p<0.001

【図1】家庭相談員の一日の業務時間配分



【表29】家庭訪問 (上段：件数、下段：%)

	全体	家庭相談員単独で実施している	社会福祉主事等と同行する	実施していない	不明
全体	811 100	547 67.4	164 20.2	97 12.0	3 0.4
都道府県	240 100	163 67.9	51 21.3	26 10.8	0 0.0
指定都市	77 100	51 66.2	13 16.9	13 16.9	0 0.0
市町村	494 100	333 67.4	100 20.2	58 11.7	3 0.6

【表30】スーパービジョン (上段：件数、下段：%)

	全体	児童相談所の職員	担当社会福祉主事	他の家庭相談員	その他	特に行われていない	不明
全体	811 100	186 22.9	124 15.3	39 4.8	117 14.4	319 39.3	26 3.2
都道府県	240 100	45 18.8	48 20.0	9 3.8	47 19.6	87 36.3	4 1.7
指定都市	77 100	16 20.8	13 16.9	4 5.2	8 10.4	34 44.2	2 2.6
市町村	494 100	125 25.3	63 12.8	26 5.3	62 12.6	198 40.1	20 4.0

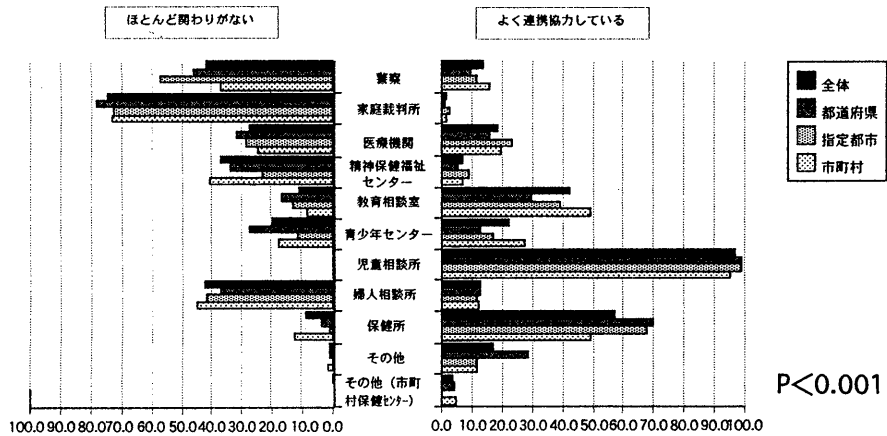
p<0.005

【表31】ケース処理に要する回数 (上段：件数、下段：%)

	全体	1～2回	3～4回	5回以上	10回以上	その他	不明
全体	811 100	211 26.0	153 18.9	206 25.4	186 22.9	51 6.3	4 0.5
都道府県	240 100	75 31.3	37 15.4	49 20.4	58 24.2	21 8.8	0 0.0
指定都市	77 100	5 6.5	11 14.3	28 36.4	28 36.4	5 6.5	0 0.0
市町村	494 100	131 26.5	105 21.3	129 26.1	100 20.2	25 5.1	4 0.8

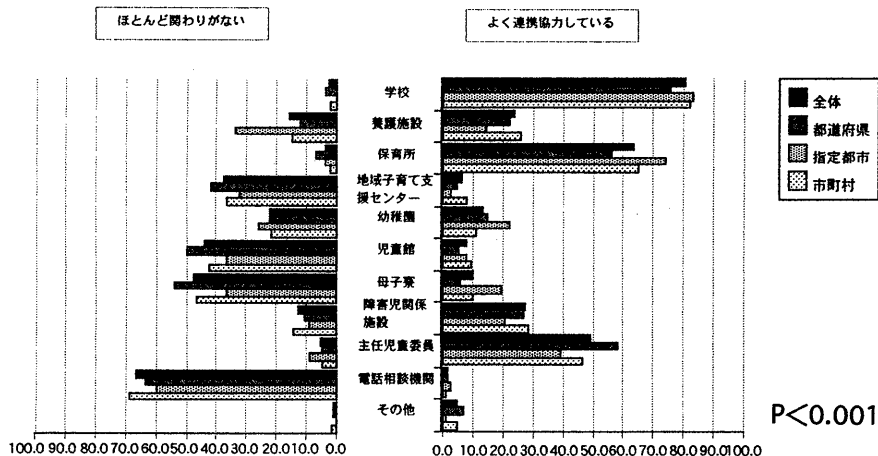
p<0.001

【図2】関係機関との連携 (行政機関等)



P<0.001

【図3】関係機関との連携 (施設等)



P<0.001

【表32】顕著に相談件数が増加してきている分野

(上段:件数、下段:%)

	全体	養護相談・支援	保健相談・支援	身体障害に関する相談・支援	精神障害に関する相談・支援	不登校・ひきこもり等の心理行動上の問題	いじめ・非行・家庭内暴力	子育て不安、就労との両立等の子育て支援	経済的な問題など生活環境に関わる相談支援	虐待・放任・放置等の養育上の相談・支援	家族・親子関係に関わる相談・支援	その他	ない	不明
全体	811	60	5	26	47	262	30	91	38	87	109	16	18	22
	100	7.4	0.6	3.2	5.8	32.3	3.7	11.2	4.7	10.7	13.4	2.0	2.2	2.7
都道府県	240	17	3	12	13	92	4	23	6	16	25	4	14	11
	100	7.1	1.3	5.0	5.4	38.3	1.7	9.6	2.5	6.7	10.4	1.7	5.8	4.6
指定都市	77	2	0	1	2	28	4	12	3	13	11	1	0	0
	100	2.6	0.0	1.3	2.6	36.4	5.2	15.6	3.9	16.9	14.3	1.3	0.0	0.0
市町村	494	41	2	13	32	142	22	56	29	58	73	11	4	11
	100	8.3	0.4	2.6	6.5	28.7	4.5	11.3	5.9	11.7	14.8	2.2	0.8	2.2

p<0.001

【表33】力をいれて取り組んでいる分野

(上段:件数、下段:%)

	全体	養護相談・支援	保健相談・支援	身体障害に関する相談・支援	精神障害に関する相談・支援	不登校・ひきこもり等の心理行動上の問題	いじめ・非行・家庭内暴力	子育て不安、就労との両立等の子育て支援	経済的な問題など生活環境に関わる相談支援	虐待・放任・放置等の養育上の相談・支援	家族・親子関係に関わる相談・支援	その他	ない	不明
全体	811	44	6	19	30	166	36	101	26	143	175	18	24	23
	100	5.4	0.7	2.3	3.7	20.5	4.4	12.5	3.2	17.6	21.6	2.2	3.0	2.8
都道府県	240	7	5	15	8	70	9	30	6	25	41	7	8	9
	100	2.9	2.1	6.3	3.3	29.2	3.8	12.5	2.5	10.4	17.1	2.9	3.3	3.8
指定都市	77	5	0	0	1	7	3	7	1	17	31	1	3	1
	100	6.5	0.0	0.0	1.3	9.1	3.9	9.1	1.3	22.1	40.3	1.3	3.9	1.3
市町村	494	32	1	4	21	89	24	64	19	101	103	10	13	13
	100	6.5	0.2	0.8	4.3	18.0	4.9	13.0	3.8	20.4	20.9	2.0	2.6	2.6

p<0.001

【表34】家庭児童相談室の評価

(上段:件数、下段:%)

	全体	本来の目的を果たしている	ある程度の成果を上げている	不十分な状態である	なんとかいえない	その他	不明
全体	811	128	549	83	32	9	10
	100	15.8	67.7	10.2	3.9	1.1	1.2
都道府県	240	29	149	40	14	5	3
	100	12.1	62.1	16.7	5.8	2.1	1.3
指定都市	77	15	52	7	0	3	0
	100	19.5	67.5	9.1	0.0	3.9	0.0
市町村	494	84	348	36	18	1	7
	100	17.0	70.4	7.3	3.6	0.2	1.4

p<0.001

【表35】今後強化すべき役割

(上段:件数、下段:%)

	全体	地域密着型の身近な相談機関としての役割	各種相談機関やサービスのコーディネート役	非行・行動上問題等を有する子どもとその家庭への支援サービス	ひとり親家庭や重傷児等の支援サービス	心身に障害を有する子どもとその家庭への支援	その他	不明
全体	811	571	112	50	26	32	6	14
	100	70.4	13.8	6.2	3.2	3.9	0.7	1.7
都道府県	240	145	53	18	0	15	4	5
	100	60.4	22.1	7.5	0.0	6.3	1.7	2.1
指定都市	77	57	11	3	3	2	0	1
	100	74.0	14.3	3.9	3.9	2.6	0.0	1.3
市町村	494	369	48	29	23	15	2	8
	100	74.7	9.7	5.9	4.7	3.0	0.4	1.6

p<0.001

【表36】家庭児童相談室のあるべき設置形態・設置主体

	全体	福祉事務所内設置を継続する	独立の機関として、現行設置主体で整備する	現行の設置主体で福祉事務所以外の機関にも設置できるようにする	設置形態は問わず、区市町村に設置する	不明
全体	811	428	93	116	157	17
	100	52.8	11.5	14.3	19.4	2.1
都道府県	240	113	18	41	64	4
	100	47.1	7.5	17.1	26.7	1.7
指定都市	77	41	13	8	14	1
	100	53.2	16.9	10.4	18.2	1.3
市町村	494	274	62	67	79	12
	100	55.5	12.6	13.6	16.0	2.4

p<0.001

【表37】児童家庭支援センターと家庭児童相談室の関係

	全体	必要性に乏しい	現在の家庭児童相談室の機能を組み込み実施発展させる	目的とする役割が違っているので両立するようにする	不明
全体	811	131	380	258	42
	100	16.2	46.9	31.8	5.2
都道府県	240	25	124	72	19
	100	10.4	51.7	30.0	7.9
指定都市	77	17	41	19	0
	100	22.1	53.2	24.7	0.0
市町村	494	89	215	167	23
	100	18.0	43.5	33.8	4.7

p<0.05

柏女他：家庭児童相談室の運営分析

【表38】 児童家庭福祉実施体制のあり方に関する家庭児童相談室の意向

	全体	適当である	条件次第である	どちらともいえない	あまり適当ではない	不適当である	不明
保育・健全育成	811	274	220	131	70	38	78
	100	33.8	27.1	16.2	8.6	4.7	9.6
障害児童福祉	811	180	272	126	104	51	78
	100	22.2	33.5	15.5	12.8	6.3	9.6
ひとり親家庭福祉	811	233	272	122	68	38	78
	100	28.7	33.5	15.0	8.4	4.7	9.6
要養護・非行・情緒障害児童福祉	811	103	186	163	192	92	75
	100	12.7	22.9	20.1	23.7	11.3	9.2
在宅サービスのみのみ	811	209	243	144	96	37	82
	100	25.8	30.0	17.8	11.8	4.6	10.1
全ての児童福祉	811	94	187	166	170	121	73
	100	11.6	23.1	20.5	21.0	14.9	9.0
その他	811	6	14	17	6	4	764
	100	0.7	1.7	2.1	0.7	0.5	94.2

【表39】 児童家庭福祉実施体制のあり方に関する市町村家庭児童相談室の意向

	全体	適当である	条件次第である	どちらともいえない	あまり適当ではない	不適当である	不明
障害児童福祉	494	95	168	88	68	34	41
	100	19.2	34.0	17.8	13.8	6.9	8.3
ひとり親家庭福祉	494	114	176	84	49	29	42
	100	23.1	35.6	17.0	9.9	5.9	8.5
要養護・非行・情緒障害児童福祉	494	55	121	108	114	59	37
	100	11.1	24.5	21.9	23.1	11.9	7.5
在宅サービスのみのみ	494	103	159	103	56	27	46
	100	20.9	32.2	20.9	11.3	5.5	9.3
全ての児童福祉	494	47	113	102	105	88	39
	100	9.5	22.9	20.6	21.3	17.8	7.9

家庭児童相談室の運営に関する実態調査

この度は業務ご多忙のところ「家庭児童相談室の運営に関する実態調査」にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

下記の「ご記入にあたっての注意」をよくお読みになり、ご回答よろしくお願い申し上げます。

ご記入にあたっての注意

1. 回答はそれぞれの指示に従い、該当する選択肢の番号に○をおつけください。
2. 質問によっては指示線に従いご回答をお願いするものもございますので、指示にそってお進みください。
3. その他の自由記述の部分は、お手数ですができるだけ具体的にご記入ください。
4. お忙しいところ恐縮ですがご返送は **12月20日(金)** までに同封の封筒にてお願い致します。
 なお、調査票のご返送にあたり、下記の資料をご同封ください。
 (1)家庭児童相談室に関する規則、マニュアル
 (2)(保健)福祉事務所の組織図
5. 本調査票に関するお問い合わせ、ご質問は下記までお願い致します。

〒106 港区南麻布5-6-8 日本子ども家庭総合研究所

子ども家庭福祉研究部 山本真実 TEL& FAX 03-3473-8349
 リサーチレジデント 谷口和加子 TEL 03-3473-8307

1. 貴家庭児童相談室及びご回答下さる方自身についてお尋ねします。

問1 設置自治体は次のうちどれにあたりますか？(一つに○)

1. 都道府県 2. 指定都市 3. 指定都市以外の市 4. 町村

問2 貴相談室がある自治体の人口は次のうちどれにあたりますか？(一つに○)

1. 1万人未満
2. 1万人以上3万人未満
3. 3万人以上10万人未満
4. 10万人以上
5. 20万人以上
6. 30万人以上

問3 貴相談室に併設の機関はありますか？(一つに○)

1. なし
2. あり

a. (保健)福祉事務所内
 b. その他 ()

問4 管内に児童相談所はありますか？

1. なし
2. あり

問5 あなた(回答者)の所属の部課名及び職名をご記入ください。

部 課

職名(課長、補佐、係長等) :

Ⅱ. 運営状況についておうかがいします。

問 6 貴相談室の相談件数について、(1)先月の実相談件数、(2)先月の月間延件数（厚生省報告例に基づくもの）を相談種別ごとにお答えください。件数は実数を各欄にご記入ください。

	(1)先月の月間 実相談件数 ^{注2}	(2)先月の月間 延相談件数
a. 性格・生活・習慣		
b. 知能・言語		
学校	c. 人間関係	
生活	d. 登校拒否	
等	e. その他	
f. 非行		
g. 家族関係		
h. 環境福祉		
i. 心身障害		
j. その他		
k. 虐待（再掲） ^{注1}		
合計		

（注 1）虐待とは「身体的暴力や性的虐待のほか、衣食住や生活環境の清潔さに関し児童の健康状態を損なうほどの保護の拒否や怠慢、児童の日常生活に支障をきたす精神症状が現われる心理的外傷を与える言動や行為等」を意味します。

（注 2）実件数は児童票を作成した件数をいい、1 か月に何回面接や訪問、電話相談等を実施しても、それが同一ケースである限り「1 件」とカウントします。

問 7 貴相談室の家庭相談員の勤務状況、資格等についておうかがいします。各項目(1)～(4)について該当するものを点線内からそれぞれ選択し、番号をご記入ください。複数の家庭相談員がいる場合はそれぞれについてご回答ください。

(1)勤務形態	(2)任用の資格	(3)家庭相談員が 有する主な資格等 (いくつでも)	(4)勤務日数 (1 週あたり)

- ①常勤
②常勤であるが他職との兼務
③非常勤
④その他

- ①学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
②医師
③社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
④前①～③に準ずる者であって家庭相談員としての必要な学識経験を有する者

- ①教諭
②保母
③社会福祉士
④臨床心理士
⑤社会福祉主事
⑥主任児童委員
⑦その他
⑧特になし

- ①1日
②2日
③3日
④4日
⑤5日
⑥6日
⑦その他

柏女他：家庭児童相談室の運営分析

問 8 相談室長にあたる職員は次のうちどれに当たりますか？（一つに○）

- 専任の相談室長があたる
- 福祉事務所長が兼ねる
- 課長または係長が兼ねる
- 担当社会福祉主事が兼ねる
- 家庭相談員があたる
- 特にそういう人はいない
- その他（ ）

問9 担当社会福祉主事の職務上の位置付けは次のうちどれに当たりますか？

(一つに○)

1. 家庭児童相談室専任
2. 児童福祉担当として家庭児童相談室を担当
3. 社会福祉5法担当と兼任
4. 生活保護(地区担当)と併任
5. その他()

問10 担当社会福祉主事の主な役割はどのようなものですか？(一つに○)

1. 主として行政事務に関わる事項
2. 家庭相談員へのスーパービジョン
3. 家庭相談員とほぼ同じ相談業務
4. 家庭相談員の相談相手
5. その他()

問11 担当社会福祉主事の経験・専門性は次のうちどれに当たりますか？(一つに○)

1. 児童相談所または児童福祉施設職員としての経験がある
2. 心理学・教育学・社会学、社会福祉・児童福祉などを専攻したが、児童福祉の業務経験はない
3. 心理学・教育学・社会学、社会福祉・児童福祉などを専攻していないが、児童福祉の業務経験がある
4. 心理学・教育学・社会学、社会福祉・児童福祉などの専攻でもなく、過去に児童福祉に関する業務も経験したことはない

問12 相談室が実施している事業内容や相談時間等について、住民に対する周知活動を行っていますか？該当するものをすべてお選びください。

1. 表看板の設置(所外での掲示)
2. パンフレットの作成・配布
3. 広報等への宣伝の掲載
4. 保育所、保健所等への定期的な訪問
5. 特別相談活動の実施(電話相談等)
6. その他()

Ⅲ 相談についておうかがいします。

問13 専用待合室はありますか？(一つに○)

1. あり
2. 福祉事務所との兼用
3. なし

問14 専用電話はありますか？(一つに○)

1. あり
2. 福祉事務所との兼用
3. なし

問15 貴相談室における面接の場所(相談場所)はどのようになっていますか？

(一つに○)

1. 福祉事務所内



- a. 独立した相談室(面接室)
- b. 福祉事務所用の相談室を兼用
- c. 勤務機の脇で応じる
- d. その他()

2. 福祉事務所外

具体的に()

問16 相談は週のうち何日実施していますか？また、開設時間はどのようになっていますか？それぞれ数字をご記入ください。開設時間が曜日によって異なる場合は、最も長い開設時間の曜日の開始時間と終了時間をご記入ください。

(1)相談実施日数： 週 日

(2)開設時間： 時 分から 時 分まで

(3)土曜日の開設： 1. している 2. していない

(4)昼時間の開設： 1. している 2. していない

問 17 相談の予約受付は行っていますか？（一つに○）

1. 行っている
2. 行っていない

問 18 ケースの処遇を検討するための定例会議（週に数回、月に数回等開催される定期的な会合）を行っていますか？（一つに○）

1. 福祉事務所以外の機関（児童相談所など）をまじえて検討する
2. 福祉事務所の課長や係長などをまじえて検討する
3. 担当社会福祉主事を含め家庭児童相談室として検討する
4. 家庭相談員のあいだで検討する
5. 福祉事務所の課長や係長と定期的に相談する
6. その他（ ）
7. 特に定期的なものはない（必要に応じ開催する）

問 19 持ち込まれる相談経路のうち、多いものを2つお選びください。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 保護者 | 6. 保健所 |
| 2. 子ども本人 | 7. 幼稚園・保育所 |
| 3. 民生・児童委員 | 8. 小中学校 |
| 4. 児童相談所 | 9. 行政の窓口 |
| 5. 教育委員会（教育相談室） | 10. その他（ ） |

問 20 相談の対象となる子どものうち、最も多い年齢層を2つお選びください。

1. 低年齢児（0～2歳）
2. 幼児（3～6歳）
3. 小学校低学年児童
4. 小学校高学年児童
5. 中学生
6. 高校生

問 21 貴相談室が受け付けている相談のうち、主訴として最も多いものは次のうちどれですか？（一つに○）

1. 生活の困窮・住宅問題
2. 育児の不安・悩み
3. ことばや精神発達の遅れ・障害
4. 非行
5. 家庭内暴力
6. 不登校・ひきこもり
7. 家庭内の人間関係
8. その他（ ）

IV 家庭相談員についてうかがいます。

問 22 家庭相談員同士の役割分担はどのようになっていますか？（一つに○）

1. そのケースを最初に受けた家庭相談員が担当する
2. 家庭相談員のおよその専門分野があるのでケースの性格をみて担当を決める
3. 家庭相談員がチームとしてそれぞれの役割をとりながら担当する
4. 相談の曜日によって担当を決める
5. 担当は一人である
6. その他（ ）

問 23-1 通常の一日において、家庭相談員の業務時間配分（かかる時間の一日に占める割合）を考えた場合、どの業務に関わる時間が最も多いですか？下記の点線内に示した業務のうち、業務時間が比較的長いと思われるものを上位3つお選びください。

第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

1. 相談の計画、準備等に関わる業務
 2. 相談・面接
 3. 電話相談
 4. 協議・会議、事務連絡（電話を含む）
 5. 相談の記録作成等の業務
 6. その他の事務処理業務

問 23-2 相談・面接（電話相談も含む）等、直接クライアントと関わる時間の割合は一日の勤務時間の中においてどの程度ですか？下記の回答欄に数字をご記入ください。

() %程度

問 24 家庭相談員が家庭訪問をすることがありますか？（一つに○）

1. 家庭相談員単独で実施している
2. 社会福祉主事と同行する形で実施している
3. 実施していない

問 25 個別ケースにおいて、どなたがスーパービジョンを実施していますか？

（一つに○）

1. 児童相談所の職員が実施している
2. 担当社会福祉主事が実施している
3. 他の家庭相談員が実施している
4. その他 ()
5. とくに行われていない

問 26 ケース処理に要する回数はどのくらいものが多いですか？（一つに○）

1. 助言や他機関の紹介等だいたい1～2回の相談で終わる
2. 3～4回の相談で終わる
3. 5回以上相談が続く
4. 10回以上
5. その他 ()

V その他地域の関連機関との連携についてお伺いします。

問 27 その他地域の関連機関との連携の状態（結び付きの強度）はどのようなものですか？以下の各機関、施設との連携が比較的強い（協力しあってケースに対応する頻度が高い）ものを枠内の行政機関群、施設群からそれぞれ3つずつお選びになり回答欄に番号をご記入ください。

	行政機関	施設
よく連携協力しているもの	() () () () () () ()	() () () () () () ()
ほとんど関わりがないもの	() () () () () () ()	() () () () () () ()

<行政機関群>

- ① 警察
- ② 家庭裁判所
- ③ 医療機関
- ④ 精神保健福祉センター
- ⑤ 教育相談室、教育センター、教育研究所
- ⑥ 青少年（補導、育成、障害等）センター
- ⑦ 児童相談所
- ⑧ 婦人相談所
- ⑨ 保健所
- ⑩ その他 ()

<施設群>

- ① 学校
- ② 養護施設
- ③ 保育所
- ④ 地域子育て支援センター
- ⑤ 幼稚園
- ⑥ 児童館
- ⑦ 母子寮
- ⑧ 障害児関係施設
- ⑨ 主任児童委員
- ⑩ いのちの電話等の電話相談機関
- ⑪ その他 ()

	1.よく する	2.時々 する	3.しない	4.制度が ない
(1) 子育て支援短期利用事業	1.	2.	3.	4.
(2) ホームヘルプサービス事業	1.	2.	3.	4.
(3) ホームフレンド事業	1.	2.	3.	4.
(4) 都市家庭在宅支援事業（虐待防止ネットライン）	1.	2.	3.	4.
(5) 心身障害児短期入所事業（ショートステイ事業）	1.	2.	3.	4.
(6) 心身障害児通園事業（デイサービス）	1.	2.	3.	4.
(7) 青少年（補導、育成、障害等）センター	1.	2.	3.	4.
(8) 心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業	1.	2.	3.	4.

問 29 近年、顕著に相談件数が増加してきている分野（①）、また相談室が力を入れて取り組んでいる相談分野（②）について、点線内に示したもののなかからそれぞれ一つずつお選びになり、回答欄にご記入ください。

11

11

1. 養護相談・支援
2. 保健相談・支援
3. 身体障害に関する相談・支援
4. 精神障害に関する相談・支援
5. 不登校・ひきこもり等の心理・行動上の問題に関わる相談・支援
6. いじめ・非行・家庭内暴力などに関わる相談・支援
7. 子育て不安、就労との両立等の子育て支援・相談
8. 経済的な問題など生活環境に関わる相談・支援
9. 虐待・放任・放置等の養育上の相談・支援
10. 家族・親子関係に関わる相談・支援
11. その他（ ）
12. ない

1. 家庭児童相談室の設置目的に合致した本来の目的を果たしている
2. 不十分なところはあるが、ある程度の成果をあげている
3. 不十分な状態である
4. なんともしえない
5. その他（ ）

1. 地域密着型の身近な家庭児童相談機関としての役割
2. 地域子育て支援センターなど各種相談機関や在宅サービスのコーディネート役
3. 非行・行動上問題を有する子どもとその家庭への支援サービス
4. ひとり親家庭や要保護児童等への支援サービス
5. 心身に障害を有する子どもとその家庭への支援サービス
6. その他（ ）

(一ツに〇)

1. 現行どおり、福祉事務所に設置を継続する方がよい
2. 独立の機関として、現行設置主体で整備すべきである
3. 現行の設置主体でよいが、福祉事務所以外の機関にも設置できるようにすべきである
4. 設置形態は問わず、区市町村に設置すべきである

問 33 今回の児童福祉法の改正により、創設された児童家庭支援センターの位置付けについて、次のうち当てはまるものを一つだけお選びください。（一つに○）

- 1. すでに家庭児童相談室があるので児童家庭支援センターは必要性に乏しい
- 2. 新しく児童家庭支援センターを創設し、現在の家庭児童相談室の機能を組み込み、実施・発展させるべきである。
- 3. 元来の目的とするものが異なる上、目的とする役割が違うので両立するようにするべきである。

問 34 児童家庭福祉実施体制の在り方についてお伺いします。今後、次の各分野の福祉サービスを区市町村が主体となって実施することについてどのようにお考えですか？(1)から(7)の項目についてそれぞれ1.～5.の中から一つだけお選びください。

	適当である	条件次第である	どちらでもない	あまり適当ではない	不適当である
(1)現行の保育・健全育成施策のみ区市町村で実施	1.	2.	3.	4.	5.
(2)障害児福祉行政については区市町村で実施	1.	2.	3.	4.	5.
(3)ひとり親家庭福祉行政は区市町村で実施	1.	2.	3.	4.	5.
(4)要養護・非行・情緒障害児童福祉行政については区市町村で実施	1.	2.	3.	4.	5.
(5)在宅サービスのみ区市町村で実施	1.	2.	3.	4.	5.
(6)すべての児童福祉行政について区市町村で実施	1.	2.	3.	4.	5.
(7)その他（ ）	1.	2.	3.	4.	5.

問 35 今後の家庭児童相談室の在り方について、また児童家庭福祉行政の分権化等実施体制についてご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。